

《日本体育協会公認マネジメント資格の取得（登録）について》

日本体育協会（以下「本会」）を通して申請する自立支援事業のクラブマネジャー（正）の配置、クラブマネジャー設置支援事業で賃金支給対象となるクラブマネジャー（正）及びクラブマネジャー（副）については、本会公認マネジメント資格（クラブマネジャーもしくはアシスタントマネジャー）の取得（登録）が条件となっています。

（自立支援及びクラブマネジャー設置支援事業助成初年度の総合型クラブについては、平成24年度中に資格講習会を受講・修了し、出来るだけ早期に資格登録を完了させることを条件とします。）

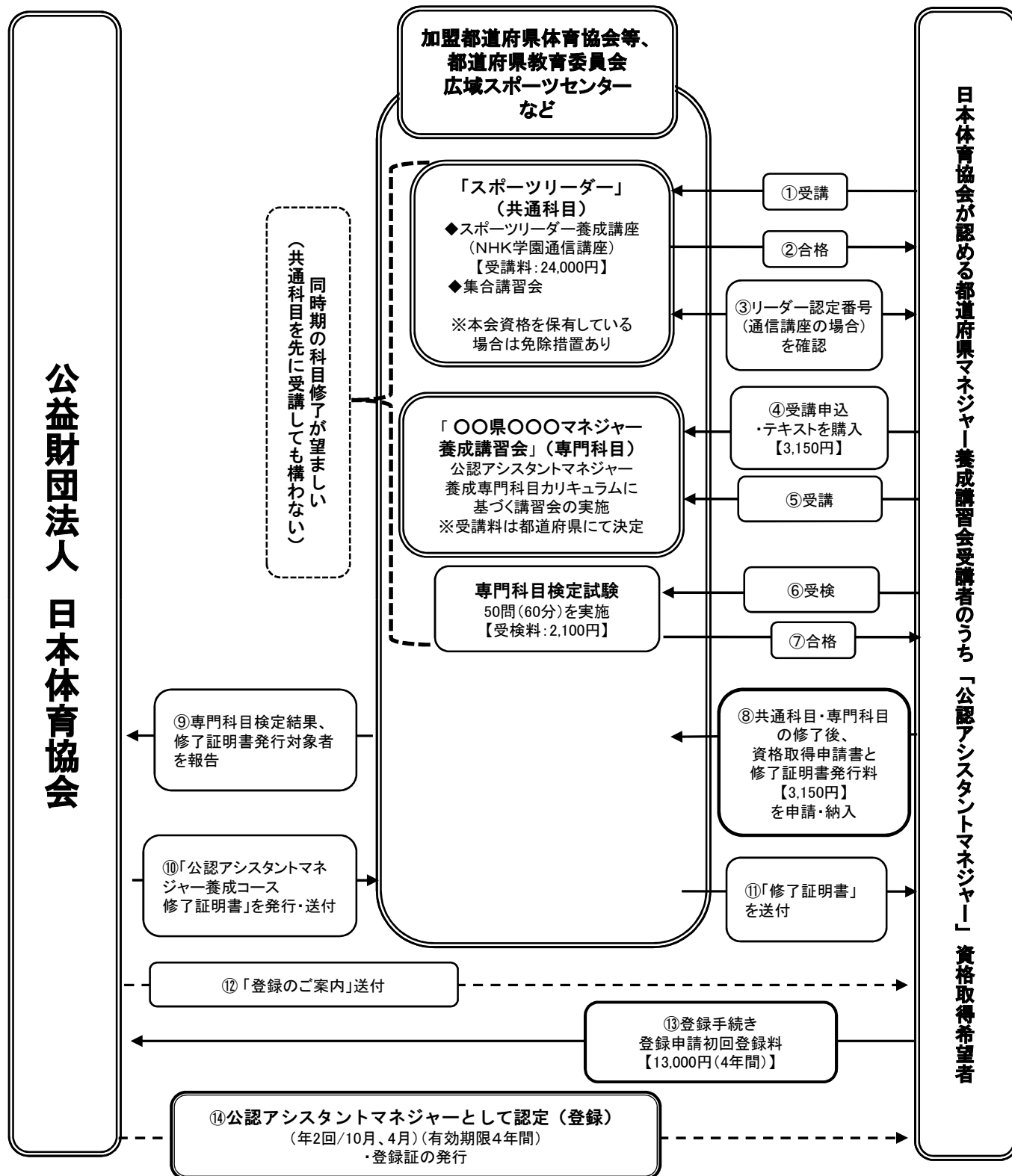
資格の登録には、本会規定の専門科目講習会を受講及び検定試験を修了し、また併せてスポーツリーダー（共通科目）の講習会もしくは通信講座を修了した上で、加盟都道府県体育協会等（以下「都道府県体協等」）に「公認アシスタントマネジャー養成コース修了証明書」の発行申請及び「資格取得申請書」の申請を行い、その後本会より「登録のご案内」が送付されますので所定の手続きを行い、資格登録手続きを完了（登録証の発行）させることが必要です。

アシスタントマネジャー資格取得（登録）までの詳細な流れについては別表をご覧ください。

本会の資格取得（登録）の時期は、年2回（10月、4月）になります。アシスタントマネジャーの場合、資格登録時期は都道府県体協等から本会への資格取得申請書の送付時期により、10月登録となるか翌年4月登録となるか決定いたしますので、専門科目講習会修了後は速やかに受講先の指示に従い、資格取得申請書及びスポーツリーダー（共通科目）の認定証等所定の書類を都道府県体協等へご提出いただきますようお願いいたします。

そのため、共通科目については、出来るだけ専門科目と同時期の修了となるように受講してください。（専門科目より先に共通科目を受講しても構いません。）

公認アシスタントマネジャー資格取得の流れ (公認アシスタントマネジャー養成コース)



資格取得(登録)の時期は、年2回(10月、4月)となります。
 登録時期は加盟都道府県体育協会等からの資格取得申請時期により10月登録となるか翌年4月登録となるか決定いたしますので、
 専門科目講習会修了後は速やかに受講先の指示に従い、資格取得申請書及び
 共通科目の認定証等所定の書類を加盟都道府県体育協会等へご申請ください。
自立支援事業のクラブマネジャー(正)の配置・クラブマネジャー設置支援事業の賞金対象は資格の取得(登録)が条件です。